

第 88 号議案

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 2 年 9 月 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八王子市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--------------|
| 附 則 1 (略) <u>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の特例)</u> <u>2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る業務（次の各号に規定する業務に限る。）に従事したパートタイム会計年度任用職員には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を給与条例第 11 条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬として支給する。</u> <u>(1) 医師、看護師（准看護師を含む。）その他のパートタイム会計年度任用職員（市長が指定する者に限る。）が、新型コロナウイルス感染症に係る患者の治</u> | 附 則 1 (略) |

療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの（市長が指定するものに限る。）に接触する業務に従事したとき。 日額 3,000円

(2) パートタイム会計年度任用職員（前号に規定するパートタイム会計年度任用職員を除く。）が、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって市長が指定するものに従事したとき。 日額 2,000円

3 前項の報酬は、当月分を翌月末までに支給する。ただし、事務手続上これにより難しい場合は、その全部又は一部を繰り下げて支給することができる。

4 前2項の規定は、一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例（令和2年八王子市条例第 号）による改正後の一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和28年八王子市条例第24号）附則第3項に規定する市規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に附則第2項の規定により支給することとなった報酬で失効する日以後に支給するものについては、前2項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

（八王子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

5 （略）
（職員の分限に係る手続及び効果並びに失職の特例に関する条例の一部改正）

6 （略）
（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

7 （略）
（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

8 （略）
（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

9 （略）
（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

10 （略）
（八王子市職員の給与に関する条例の一部改正）

11 （略）
（八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部改正）

（八王子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

2 （略）
（職員の分限に係る手続及び効果並びに失職の特例に関する条例の一部改正）

3 （略）
（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

4 （略）
（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

5 （略）
（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

6 （略）
（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

7 （略）
（八王子市職員の給与に関する条例の一部改正）

8 （略）
（八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部改正）

12 (略)

9 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則第2項及び附則第3項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

